

お客様相談室だより2010年 11月号



12月より 改正割賦販売法の第2段階施行

近年、判断力が不十分である高齢者が、訪問販売等により、支払い能力を超える高額商品をクレジット契約で購入させられる被害事例が多く発生しています。

消費者を守る為に

法律は変わり続けています

支払い可能見込み額調査が義務づけられ、消費者の支払い能力を超える与信契約の締結が禁止されました。

支払い可能見込み額調査 とは？

* 契約の締結に先立って支払可能見込額を算定するため必要な事項を調査しなければいけません。調査報告は次の通りです。

- ①契約者年収
 - ②世帯年収
 - ③クレジット債務の年間支払額
 - ④家族状況
 - ⑤住宅ローン有無
 - ⑥住宅所有の有無

クレジット申込書の記載事項に、虚偽記載・記載漏れ・不備がある場合はクレジット会社のみならず販売業者も法金違反に問われます。

後日、ローン申込書1枚目の【勧誘方法等確認のお願い】に基づいて信販会社よりお客様宅へ確認を取るので必ず1枚目の【クレジット契約について】と2枚目の【お客様控】をお客様専用クリアーブック(青いファイル)に入れてお渡し下さい。1・2枚目の両方が揃っていないと信販会社は与信確認を行えません。その分、可決・否決結果が遅れ施工も遅れてしまいます。

注！意



お客様相談室あり〼知らせとお願ひ

**留守番電話設定漏れ
まだまだあります！！**

9月よりインターネット「お客様相談室の消費生活センター訪問のページ」に新しく各地区の訪問結果と訪問率を掲載しております。今後の業務の参考にして頂ければと思います。毎月、訪問率100%を目指して下さい。

